

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成26年5月16日

京都市長 門川大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人史料データ保存ネットワーク

(2) 代表者の氏名

向坂 正美

(3) 主たる事務所の所在地

京都市右京区太秦京ノ道町6番地の15

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主として一般家庭に残存している未調査の史料の散逸や遺失の進行を少しでも防止し、日本の正しい歴史の事実を後世に伝えるための事業を行い、教育・文化の発展に寄与することを目的とする。

2 申請年月日

平成26年4月30日

(文化市民局地域自治推進室)